

高知大学総合研究センターレンタルラボラトリー規則

平成18年9月1日
規則第37号

最終改正 令和3年11月9日規則第43号

(設置)

第1条 高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）に、高知大学の産学官民連携を推進するため、高知大学総合研究センターレンタルラボラトリー（以下「レンタルラボ」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「レンタルラボ」とは、民間等外部の機関が利用することができるセンターの実験室等をいう。

2 レンタルラボは、センター長が財産監守者と協議の上、指定するものとする。

(利用者の資格)

第3条 レンタルラボを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高知大学と共同研究を行う者
- (2) 高知大学と書面により研究協力を行うことを約した者
- (3) その他センター長が特に必要と認めた者

(利用の申請及び承認等)

第4条 レンタルラボを利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、レンタルラボ利用申請書（別紙様式1）（以下「利用申請書」という。）をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項、第4項及び第6項の申請があったときは、利用申請書を審査の上、当該申請に対して承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。

3 センター長は、センターの管理上必要な範囲でレンタルラボの利用に条件を付すことができる。

4 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更を生じたときは、改めて利用申請書（別紙様式1）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

5 前項の承認の期間は、当該年度とする。ただし、必要があると認めるときは、年度を

超えて承認することができる。

6 利用者は、利用期間の更新を行おうとする場合、期間満了の3ヶ月前までに利用申請書をセンター長に提出し、利用の更新の承認を受けなければならない。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(立入り)

第6条 センター長は、センターの管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、レンタルラボに立ち入り、必要な措置を講じることができる。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この規則及び利用承認条件等を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料)

第8条 利用者は、別に定める利用料を原則として前納しなければならない。

2 高知大学が事前協議において適当と認めた場合に限り、利用者は利用料を分納若しくは後納することができる。

3 既納の利用料は、原則として返還しない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 研究機器・備品の搬入及び撤去に要する費用
- (2) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用
- (3) その他利用者の負担とすべき費用

(安全衛生管理)

第10条 利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。

(施設の保全義務)

第11条 利用者は、利用承認条件を遵守し、善良な管理者の注意をもってレンタルラボを利用しなければならない。

2 利用者は、レンタルラボの様式替え、改造その他現状を変更してはならない。ただし、事前にセンター長の承認を得た場合は、この限りではない。

3 利用者は、利用承認の取消しがされたとき、又は利用期間が満了したときは、レンタルラボを原状に回復し、センター長の確認を受けなければならない。

(機器の搬入等)

第12条 利用者は、研究に必要な機器類等を搬入しようとするときは、機器等搬入申請書(別紙様式2)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったときは、機器等搬入申請書を審査の上、当該申請に対して承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、レンタルラボに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成31年4月26日規則第12号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年11月9日規則第43号)

この規則は、令和3年11月9日から施行する。

別紙様式 2 (第12条関係)

機 器 等 搬 入 申 請 書

年 月 日

高知大学総合研究センター長 殿

申請者 (代表者・職名)
住 所 (所属)
連絡先・電話番号

下記の機器等をレンタルラボラトリーに搬入したいので申請します。

記

搬入目的	
搬入室名	
搬入予定日時	年 月 日 時
搬入機器等名	
規 格	
寸 法	幅 mm ・ 高 mm ・ 行 mm
重 量	
消費電力	電圧 V ・ 電流 A
搬出予定日	年 月 日
備考 (関係書類)	
センター専用欄	利用承認： 承認 不承認 (理由：) 年 月 日 高知大学総合研究センター長